企画競争実施の公示

令和６年５月１５日

神戸運輸監理部総務企画部長　田川　裕二

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

１　業務概要

1. 業務名称

神戸運輸監理部管内における旅客船事業の人手不足の現状と課題に関する調査

1. 業務内容等
   1. 業務の目的

我が国は人口減少局面に入り、様々な産業で人手不足が深刻化し、国民生活に影響を及ぼし始めている。公共交通事業に目を向けると、長期的な人口減に加え、コロナ禍に係るライフスタイルの変化等による利用者減等により輸送需要が減少し、公共交通事業者の経営環境は一層厳しさを増している。また、路線バスや鉄道では、人手不足による路線の廃止や運休が相次ぎ、安定的な公共交通の維持が困難になっている。

とりわけ、中小零細事業者が多い旅客船事業では、決済、運航管理、保守管理及び労務管理等のDX化への取組が遅れ、人手不足が一層深刻化する恐れがある。今後、地域住民の足を確保し、持続可能な旅客船事業としていくためには、人手の需要と供給の現状を踏まえた、効果的な対策に取り組んでいく必要がある。

このため、管内旅客船事業における人手不足の現状や船員教育機関における学生の就職動向等を把握する調査を実施し、人手に関するニーズやギャップを明らかにするとともに、他の地域や輸送モードの人手不足対策も取りまとめ、これらを分析することで人手不足の課題を得ることとする。また、旅客船事業者や地域の関係者が対応方策を検討する際の基礎資料として活用することも目的とする。

* 1. 業務内容

　　　　本業務では、神戸運輸監理部管内の旅客船事業の人手不足について、以下の調査内容、調査方法により現状把握及び課題抽出を行う。

* + 1. 調査内容

・管内旅客船事業者への人手不足の現状と対策に関するアンケート調査

・船員教育機関への就職動向等に関するヒアリング調査

・他地域等の人手不足対策の事例調査

* + 1. 調査方法

アンケート調査、ヒアリング調査及び文献調査等の手法を用いる。回答等から現状を整理・分析し、人手不足に関する課題を抽出する。

原則として検討委員会を設置せず、適宜、神戸運輸監理部と打合せをしながら進める。

* 1. 成果物の提出方法

　　　　　報告書（Ａ４縦・カラー・横書き・左とじ）　５部

　　　　　電子データ（ＣＤ－ＲＯＭ）　１枚　（データ形式は別途指定）

　　　　　なお、本事業で作成した著作物の著作権等一切の権利は、神戸運輸監理部に

帰属する。

④　履行期限

令和７年３月３１日（月）

２　企画競争参加資格要件

（１）予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

（２）令和４・５・６年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において、近畿地域の競争参加資格を有する者であること。

（３）神戸運輸監理部長から指名停止を受けている期間中でないこと。

（４）警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、

国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

３　手続等

（１）担当部課

〒650-0042　神戸市中央区波止場町１番１号

国土交通省神戸運輸監理部総務企画部企画課　薮内、半田

E-mail：[kbm-kikaku-kankou@gxb.mlit.go.jp](mailto:kbm-kikaku-kankou@gxb.mlit.go.jp)

TEL：078-321-3144

（２）事業説明書の交付期間及び方法

　　　日時：令和６年５月１５日（水）から令和６年５月２７日（月）１２時００分まで

　　　方法：（１）へ事前連絡のこと。原則メールにて交付。

なお、企画提案書の提出にあたり、事業説明書の交付請求を必須とする。

（３）企画提案書の提出期限及び方法

期限：令和６年５月２７日（月）１７時００分（厳守、必着）

部数：①提案書の正本（pdf形式）：１部

　　　②提案書の副本（pdf形式）：１部

　　　　　※副本は、同内容で法人名及びそれに係るロゴ・担当者情報を伏せた無記名とすること。

方法：原則（１）へ電子メールによる電子データ（pdf形式）での提出とする。

　　　（正副２回に分けて送信すること。）

留意事項：提出に際しては、以下の点に留意すること。

・メール送信後に送信した旨を（１）の担当者に電話すること。

　　　　・15MB以上の容量となる場合には分割送信とすること。

　　　　　なお、送信ができない場合は、事前連絡の上、（１）へ上記電子データを記録した電子データ媒体（CD-R）を持参又は郵送（書留郵便に限る。）で提出すること。

　　　　　　　・（１）の担当者がやむを得ないと認めた場合は、紙媒体７部を持参又は郵送（書留郵便に限る。）で提出することができる。

（４）説明会の有無、日時及び場所

　　　　無し

（５）企画提案に関するヒアリングの有無、日時及び場所

無し

ただし、必要に応じ実施する場合は、別途連絡する。

（６）企画提案書の特定

提出された企画提案書は、神戸運輸監理部事業者選定委員会の評価により、契約の相

手方として最適なものを特定する。

なお、事業者選定委員会における評価基準の他、女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針に示されるワーク・ライフ・バランス等推進企業（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。）に基づく認定（えるぼし・プラチナえるぼし認定）、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づく認定（くるみん・トライくるみん・プラチナくるみん認定）、青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）に基づく認定（ユースエール認定）の取得企業や女性活躍推進法に基づく行動計画策定済の中小企業（常時雇用労働者数100人以下のものに限る。）について、加点評価する。

４　その他

（１）手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

（２）企画提案書の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。

（３）提出された企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該企画提案書を無効にするとともに、記載を行った提案者に対して指名停止を行うことがある。

（４）特定した提案内容については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）に基づき開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。

（５）提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続の完了までは、国との契約関係を生じるものではない。

（６）不明な点等の問合せ先等については、以下のとおりとする。

　　　問合せ先：３（１）に同じ。

　　　問合せ方法：原則メール

　　　問合せ期間：公示の日から、３（３）記載の期限まで

　　　※評価基準の配点等については、質問を受け付けない。

（７）その他の詳細は事業説明書による。